

2019年（平成31年）3月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び
目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2019年（平成31年）3月8日付けで諮問（第959号）された印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県弁護士会から、弁護士法第23条の2の規定に基づく照会があり、その内容は、印鑑登録証明書交付申請書により印鑑登録証明書の交付申請を行使した代理人の開示であった。

弁護士法第23条の2の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県弁護士会に印鑑登録証明書交付申請を行った代理人の情報を目的外提供すること及び本人通知を省略することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

印鑑登録証明書交付申請書

照会事項は申請書に記載されている代理人の住所及び氏名である。よって、

取得した管理情報として照会のあった当該申請書の写しを交付することにより回答する。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県弁護士会 会長 芳野直子

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2の規定に基づくものであり、弁護士会が会員の弁護士から申出を受け、適当と認めたときに申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができることを認めたものであるが、その照会に応じて個人情報の目的外提供の回答を義務づけることまでを規定しているものではない。

しかし、弁護士法第23条の2第1項は、弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる、とし、同条第2項で、弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、としており、弁護士が受任している案件について弁護士会が適切であると認めたときに照会を行う制度で、必要な事実の調査等を行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件照会の目的は、居住用建物の定期借家契約において期間終了による建物明渡請求がなされた案件で、借家人は現在成年被後見人であり、契約当時においても意思無能力であった可能性が高く、契約の有効性を確認するものである。

成年被後見人は、契約当時の行動を確認するため管理情報開示請求を行い契約当時の印鑑登録に関する一連の事実疑問を持ち、一部非開示となった代理人について特定し、必要な事実の確認を行うものであり、また、当該情報を所有するのは本市であり、他の代替手段が想定し難いものである。

なお、個人情報を提供する際には、条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講じるよう伝えるものとする。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件に係る目的外提供は、成年被後見人が当時の契約において本人の意思に基づく有効な契約がなされたのかが重要な争点であることから、本人通知によ

る訴訟準備への阻害の恐れを認めるため、本人通知は省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 照会書，照会申出書
- イ 照会の印鑑登録証明書交付申請書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のと通りの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会の目的は、居住用建物の定期借家契約において期間終了による建物明渡請求がなされた案件で、借家人は現在成年被後見人であり、契約当時においても意思無能力であった可能性が高く、契約の有効性を確認するものである。

成年後見人は、契約当時の行動を確認するため管理情報開示請求を行い契約当時の印鑑登録に関する一連の事実疑問を持ち、一部非開示となった代理人について特定し、必要な事実の確認を行うものであり、また、当該情報を所有するのは本市であり、他の代替手段が想定し難いものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。しかし、本件に係る目的外提供は、成年被後見人が当時の契約において本人の意思に基づく有効な契約がなされたのかが重要な争点であることから、本人通知による訴訟準備への阻害の恐れを認めるため、本人通知は省略することとしたい、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上